

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成19年10月5日

茨城県人事委員会

本日、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

給与勧告のポイント

- 公民給与の較差（827円、0.21%）、人事院の勧告等を考慮し、次のように改定
 - ・ 初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引上げ（中高齢層は据置き）
 - ・ 子等に係る扶養手当の引上げ（6,000円→6,500円）
- 期末・勤勉手当等（ボーナス）の引上げ（4.45月→4.50月）

1 基本的な考え方

- (1) 人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員の適正な給与を確保するという機能を担っている。
- (2) 本委員会は、国及び他の都道府県の職員並びに民間企業の従業員との均衡を図り、社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な給与水準や勤務条件等について、調査・検討を行った。
- (3) 本県では、給料月額及び管理職手当を減額する措置がとられているが、本来の給料表は尊重されるべきとの考え方の下、民間の給与と比較する職員給与については、減額措置がないものとした場合の職員の給与により、公民較差を算出した。

2 民間給与との比較

(1) 月例給

民 間	職 員	較 差
392,958円	392,131円	827円 (0.21%)

(注) 減額措置後の職員給与でみると民間給与が職員給与を15,900円(4.22%)上回っている。

(2) 特別給（支給月数）

民 間	職 員	差
4.52月	4.45月	0.07月

3 給与勧告及び報告の内容

(1) 職員の給与

① 公民較差等に基づく給与改定

ア 給料表の改定（勧告・報告）

初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引上げ

- 行政職給料表の平均改定率

1級 1.1%， 2級 0.6%， 3級 0.0%， 4級以上は改定なし

（参考）本県職員の初任給（行政職）

	勧告前(A)	勧告後(B)	(B) - (A)
上級	170,200円	172,200円	2,000円
中級	151,000円	152,800円	1,800円
初級	138,400円	140,100円	1,700円

イ 扶養手当の改定（勧告・報告）

配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の引上げ（6,000円→6,500円）

ウ 地域手当の支給割合の改定（報告）

県外地域に在勤する職員の地域手当の支給割合を国に準じて、0.5%の引上げ

エ 期末・勤勉手当等の改定（勧告・報告）

期末・勤勉手当等の支給月数の引上げ（4.45月→4.50月）

② 給与構造の改革

・ 地域手当の支給割合の改定（報告）

平成22年3月31日までの間は、暫定的な支給割合とすることとしているが、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の支給割合について所要の措置を講ずる必要がある。

③ その他の報告の内容

住居手当の見直し検討など給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、検討を進める必要がある。

(2) 公務の運営（報告）

① 能力・実績等に基づく人事管理

新たな人事評価制度の試行により得られた知見を活用し、評価結果の任用や給与などへの活用方法について検討を進め、公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度を確立・導入する必要がある。

② 人材の確保・育成

ア 年齢幅・対象を広げた人材の確保

採用試験年齢要件の在り方や多様な経験を有する有為の人材の採用について検討する必要がある。

イ 人材の育成

研修機会の提供・内容充実などにより、引き続き、人材育成に積極的に取り組む必要がある。

自己啓発等休業制度については、速やかな導入に向けて検討する必要がある。

③ 女性職員の登用

勤務環境等を整備することにより、女性職員の能力を十分発揮できるような取組を、引き続き進めていく必要がある。

④ 勤務環境等の整備

ア 超過勤務の縮減等

公務能率の向上に努め、休暇を取得しやすい環境の整備などに積極的に取り組む必要がある。

職員の勤務時間については、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、検討を進める必要がある。

イ 職員の健康保持

職員の健康管理について、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

⑤ 公務運営に係る諸課題

ア 職業生活と家庭生活との両立支援

特定事業主行動計画について、引き続き、計画目標の達成に向けて取り組む必要がある。

育児のための短時間勤務制度については、速やかな導入に向けて検討する必要がある。

イ 服務規律の遵守

服務規律の遵守と倫理意識の向上に努め、県民の信頼に応える必要がある。

(参考1) 職員(行政職)の給与(月額)の改定額及び改定率

改定額 円	改定率 %	平均年齢 歳	勧告前給与		勧告後給与		年間給与の 増加額 円
			月額 円	年額 円	月額 円	年額 円	
582	0.15	43.0	389,900	6,521,000	390,482	6,550,000	29,000

(参考2) モデル給与例

			勧告前モデル給与		勧告後モデル給与		年間給与の 増加額 円
職層	年齢 歳	扶養親族	月額 円	年額 円	月額 円	年額 円	
主事	27	独身	207,468	3,413,000	209,508	3,453,000	40,000
主任	35	配偶者子1人	312,120	5,171,000	312,630	5,194,000	23,000
係長	44	配偶者子2人	414,120	6,948,000	415,140	6,983,000	35,000
課長補佐	53	配偶者子2人	477,870	8,016,000	478,890	8,054,000	38,000
課長	56	配偶者	569,874	9,311,000	569,874	9,338,000	27,000
次長部長	57	配偶者	639,030	10,753,000	639,030	10,787,000	34,000

(注) 1 このモデル給与例は、給料月額及び管理職手当の減額措置前のものである。

2 月額には、管理職手当、扶養手当及び地域手当が含まれる。

(参考3) 人事院の給与勧告のポイント

平成19年8月8日勧告

- 官民給与の較差(1,352円, 0.35%)の水準を埋めるため、次のように改定
 - ・ 初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引上げ(中高齢層は据置き)
 - ・ 子等に係る扶養手当を500円引上げ(6,000円→6,500円)
 - ・ 19年度の地域手当支給割合のさかのぼり改定(一部の地域で支給割合を0.5%引上げ)
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)→4.50月に改定
- 給与構造改革の一環としての専門スタッフ職俸給表の新設